

ご存じですか！訪問販売のルール

特定商取引法の一部が改正され、自宅での買取りのルールが変わりました

- 1 不招請勧誘の禁止（訪問購入について、飛び込み勧誘の禁止）
- 2 勧誘目的の明示（勧誘に先立って、事業者名や物品の種類などの明示）
- 3 再勧誘の禁止（取引を断った消費者への再勧誘の禁止）
- 4 書面の交付義務（物品の種類や特徴、価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項などが記載された書面の交付）
- 5 引渡しの拒絶（クーリング・オフ期間中物品の引渡しを拒むことができる）
- 6 クーリング・オフ（書面の交付から8日以内であれば、消費者は無条件で契約の申込み撤回や契約の解除が可能）
- 7 クーリング・オフ期間内に物品を第三者へ引渡す際の通知義務 …… など

広報

西部

パ
ト
ロ
ー
ル

自転車の正しい乗り方

自転車は、車両です！

自転車も、交通ルールを守って安全に走行しましょう！

自転車は「車両」であり、車道の左側を通行するのが原則ですが、安全確保のため次の場合は歩道を通行することができます。

歩道では、歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。

歩道と車道の区別があるところで、自転車が歩道通行できる場合

- 道路標識等で指定された場合
- 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合 …… など

◆三重県暴力団排除条例◆

恐れない！金を出さない！利用しない！

条例では…

- 青少年の健全な育成を図るための措置
- 暴力団への利益供与の禁止

を大きな柱とした、暴力団を孤立化させるための施策が規定されました。

「暴力団を容認しない三重県」、「暴力団にNOと言える三重県」を実現していきましょう。

暴力団に関するご相談は…各警察署のほか、

三重県警察本部 暴力相談電話

059-228-8704

暴力追放三重県民センター

0120-31-8930 まで



泥棒に注意！

最近、管内で自動販売機ねらい、空巣等多発しています。

自宅の施錠はもちろんのこと、不審者や不審車両を見かけたら110番してください。

警察も日々の警ら活動を強化していますのでご協力お願いします。